

# ICT 建設機械等の認定に関する規程

## (目的)

**第1** 本規程は、ICT 建設機械としての基本的な機能を有する ICT 建設機械等の認定等に関し、必要な事項を定めることにより、国土交通省が推奨する i-Construction のトップランナー施策とされる「ICT の全面的活用」の具体的な実施事項として定められた「ICT の全面的な活用の推進に関する実施方針」で規定される「ICT 建設機械による施工」（以下「ICT 建設機械による施工」という）が実施される工事で、ICT 建設機械を使用する者に対して ICT 建設機械の性能やそれが正しく発揮する方法などの情報について明示することを促し、もって i-Construction が目指す建設現場の生産性向上の実現に寄与することを目的とするものである。

## (ICT 建設機械等の認定)

**第2** 大臣官房参事官（イノベーション）は、別表1に掲げる機能を搭載する建設機械について、「ICT 建設機械による施工」の仕様を満たす建設機械（以下「ICT 建設機械」という。）として認定することができる。

2 大臣官房参事官（イノベーション）は、別表1に掲げる機能を建設機械に付与する装置群について、「ICT 建設機械による施工」の仕様を満たす機能を建設機械に付与する装置群（以下「ICT 装置群」という。）として認定することができる。

3 認定に係る建設機械の種類は、以下のいずれかとする。

- 一 掘削・法面整形作業用機械
- 二 敷均し作業用機械
- 三 締固め作業用機械
- 四 バックホウ浚渫船
- 五 地盤改良機
- 六 路面切削機

## (認定の申請)

**第3** ICT 建設機械又は ICT 装置群として製作、販売、賃貸借又は使用（以下「製作等」という。）をする建設機械又は装置群（以下「申請機械等」という。）について認定を受けようとする者は、大臣官房参事官（イノベーション）に、次に掲げる事項を記載した ICT 建設機械等認定申請書（様式1）を提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 申請機械等の名称及び型番

- 三 申請に係る建設機械の種類又は申請に係る装置群が機能を付与する対象とする建設機械の種類
  - 四 申請機械等の呼称
  - 五 別表1に掲げる機能のうち申請機械等が搭載しているもの
  - 六 別表2に掲げる事項のうち第5の規定による公表の際に合わせて公表を求める事項とその内容
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。
- 一 申請書に記載された機能が搭載されていることが分かる機器構成を示した仕様書又はカタログ（以下「仕様書等」という）。仕様書等で申請書に記載された機能が搭載されていることを確認出来ない場合は、申請書に記載された機能が搭載されていることを証するものとして作成した資料
  - 二 ベースマシン又は作業装置の位置を測位する機能及び別表1に示す機能毎に、これを構成するコンポーネントの名称及びこれを製作又は販売する者の名称（様式2）
  - 三 装置群としての認定を受ける場合には、装置群が「ICT建設機械による施工」の仕様を満たす機能を付与出来ることを想定している建設機械の製作者の名称並びにその建設機械の名称及び型番について、その種類毎に全て列挙したもの（様式2）。なお、ここでいう建設機械の種類とは、第2第3項各号で列挙されているものをいう。
  - 四 第10第1項又は第2項に基づく表示を付する場合にあっては、表示位置を記載した図面
  - 五 申請者以外の申請者が許可をした者が第10第1項又は第2項に示す表示を建設機械等に付する場合は、第10第3項に示す必要な措置に関する具体的な方法を説明した資料
- 3 他者から供給を受けている建設機械又は装置群について認定を受けようとする者は、第一項に規定する書面に加え、供給者による建設機械等同一証明書（様式3）を提出しなければならない。
- 4 他者と共同で供給しようとしている建設機械又は装置群について認定を受けようとする者は、第一項に規定する書面に加え、建設機械等共同供給証明書（様式4）を提出しなければならない。
- 5 大臣官房参事官（イノベーション）は、前4項に規定するもののほか、認定に関し必要があると認めるときは、申請者に対し、必要な書面の提出並びに実機による機能確認の立会い及び説明を求めることができる。

#### **（認定の通知）**

**第4** 大臣官房参事官（イノベーション）は、第2の規定により ICT 建設機械及び ICT 装置群（以下「認定機械等」）として認定した場合は、当該認定に係る申請者（以下「認定事

業者」という) に対し、速やかにその旨を通知する。

#### (認定番号等の公表)

**第5** 大臣官房参事官(イノベーション)は、第2の規定による認定をしたときは、次の各号に掲げる事項について公表するものとする。

- 一 認定番号
  - 二 認定事業者の氏名又は名称
  - 三 ICT 建設機械等の名称及び型番
  - 四 ICT 建設機械等の呼称
  - 五 別表2に掲げる事項のうち申請者が公表することを求めた事項
  - 六 ベースマシン又は作業装置の位置を測位する機能及び別表1に示す機能毎に、これを構成するコンポーネントの名称
  - 七 ICT 装置群の場合においては、ICT 装置群が「ICT 建設機械による施工」の仕様を満たす機能を付与出来ることを想定している建設機械の製作者の名称並びにその建設機械の名称及び型番
- 2 大臣官房参事官(イノベーション)は、第7の規定による届出があった場合において前項の公表事項に変更があったときは、その旨を公表するものとする。
- 3 大臣官房参事官(イノベーション)は、第9の規定による認定の取り消しを行ったときは、当該取り消しに係る認定事業者の氏名又は名称、認定機械等の名称及び型番並びに認定番号を公表するものとする。

#### (認定をしない場合)

**第6** 大臣官房参事官(イノベーション)は、第3の規定に基づく申請があった場合において、申請者が当該申請の日以前に型式認定を受けた建設機械の型式が第9の各号の規定に該当することにより型式認定を取り消され、その取り消しの日から二年を経過しないとき又は ICT 建設機械建設機械認定申請書若しくはその添付書類中の重要な事項について虚偽の記載があるときは、当該申請者の申請に係る認定をしないものとする。

- 2 大臣官房参事官(イノベーション)は、第3の規定に基づく申請があった場合において認定をしないときは、理由を付してその旨を申請者に通知するものとする。

#### (変更の届出等)

**第7** 認定事業者は、第3の規定に基づき申請した内容(住所及び法人にあっては、その代表者の氏名は除く。)に変更があったときは、その日から六十日以内に大臣官房参事官(イノベーション)に記載事項変更届出書(様式5)を用いて届け出なければならない。

- 2 前項の規定に関わらず、認定機械等について、別表 1 に掲げる機能の有無に変更が生じた場合は、あらためて第 3 の規定による申請を行うものとする。

#### **(廃止の届出)**

**第 8** 認定事業者は、当該建設機械の製作等をしなくなったときは、その旨を記載した認定機械等製作等廃止届出書（様式 6）を、遅滞なく大臣官房参事官（イノベーション）に届け出なければならない。

#### **(認定の取り消し)**

**第 9** 大臣官房参事官（イノベーション）は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- 一 不正の手段により認定を受けたとき。
- 二 認定機械等が別表 1 の機能を搭載しなくなったとき。
- 三 第 10 第 3 項の規定に反したとき。
- 四 認定機械等が法令に違反している等、認定を続けることが不適切なとき。

#### **(認定表示について)**

**第 10** 認定された ICT 建設機械には、認定機械等の見やすい箇所に、別途定める表示を付することができる。

- 2 認定された ICT 装置群には、当該装置群を構成する別表 1 の機能毎に当該機能を構成する主要機器の見やすい 1 箇所以上に、別途定める表示を付することができる。
- 3 認定事業者は、前 2 項により表示を行う際は、善良な管理者の注意をもって、自らの申請による認定番号が付された表示が正しく付されるよう必要な措置を講じなければならない。

#### **(認定機械等の報告)**

**第 11** 認定事業者（ICT 建設機械等を使用する者を除く。）は、次に掲げる事項（第 8 の規程に基づき届け出た認定機械等を除く。）を記載した報告書を大臣官房参事官（イノベーション）に毎年度届け出なければならない。

- 一 認定事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - 二 認定機械等の認定番号、名称及び型番
  - 三 前年度において製作等をした台数
- 2 前項の報告は、前年度分を毎年 4 月 30 日までに行わなければならない

### **(普及の促進)**

**第12** 大臣官房参事官（イノベーション）は、ICT 建設機械等の普及の促進に関し、必要な措置を講ずるものとする。

#### 附 則

- 1 本規程は、令和4年6月30日から施行する。
- 2 本規程における「ICT 建設機械による施工」は、「ICT の全面的な活用の推進に関する実施方針」及びその改正通知によるものをいう。

#### 附 則（令和5年4月1日国技施第9号）

1. 本規定は、令和5年4月1日から施行する。

### 別表1 認定に係る建設機械又は装置群が具備すべき機能

それぞれ次の表の左欄に掲げる建設機械の種類に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる機能のいずれかを具備すること。

建設機械の種類	機能
第2第3項第1号、 第2号、第4号及び 第5号	イ 作業装置の位置及び角度並びに作業目標データから、作業装置と作業目標の位置の差分をオペレータに提供する機能 ロ イに加えて、作業装置と作業目標の位置の差分に基づいて作業装置を自動制御する機能
第2第3項第3号	ハ 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」に基づくTS締固め管理又はGNSS締固め管理の機能 ニ 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の第2編土工に基づく施工履歴データを用いた出来形管理を行う機能
第2第3項第6号	ホ 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の第4編路面切削工に基づく施工中の路面切削機の作業装置位置及び切削深さ(高さ)をリアルタイムに計測・記録する機能を有する施工管理の機能 ヘ 作業装置と作業目標の位置の差分をオペレータに提供する機能

### 別表2 申請者が公表を求める事項

申請者の求めに応じ、第5の規定による公表の際に以下の事項について合わせて公表出来るものとする。

事項ア	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の第2編 参考資料-13 施工履歴データの精度確認試験実施手順書による着工前の精度確認に代えて、認定機械等を製作又は販売する者が示す精度確認方法の公表方法
事項イ	事項アにより申請者がその品質管理の元で保証出来る精度の確認方法